

# コーポレートガバナンス基本方針

## 序文

当社は、持続的成長、中長期的な企業価値向上ならびに株主を始めとした全てのステークホルダーとの信頼関係構築のためのコーポレートガバナンスの重要性を深く認識している。

そこで、最適なコーポレートガバナンスを実現することが当社の責務であると考え、取締役会決議に基づき、本基本方針を策定した。今後、本基本方針を改定した場合には、適時適切にその内容を公表する。

## 第1章 総則

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、常に最適なコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2.当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 独立社外取締役および独立社外監査役に業務執行状況や取締役会決議事項等を丁寧に説明することにより的確な助言を得、業務執行の監督機能を実効化する。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

## 第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送することに努めるとともに、完成後直ちにホームページ等で当該招集通知を開示する。

2.当社は、株主総会開催にあたり、敢えて集中日を避け、また午後開催に努めること、さらに議決権電子行使プラットフォームを利用し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境を整備する。

(株主の平等性の確保)

第3条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第4条 当社は、株式保有先企業との継続的あるいは中長期的な Win-Win 関係を通じて、当社の企業価値向上につなげることを目的として、上場株式を政策保有する。主要な政策保有の継続・拡充・縮小・廃止については、毎年1回、取締役会において審議する。また、主要な議決権行使については、執行役員を含む常勤役員で構成する経営会議にて審議する。

### 第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第5条 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、取締役会において、倫理基準を別途定め、開示する。

2.取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第6条 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2.当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を取締役会（又は適切な場合には監査役会）に伝えることができ、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を、就業規則その他の関係する社内規程に明記する。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示)

第7条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社及び当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2.取締役会は、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

### 第5章 取締役会等の責務

第1節 監督機関としての取締役会の責任

(取締役会の役割)

第 8 条 取締役会は、株主からの委託を受け、長期的な企業価値の最大化を通じて自らの利益の増進を図る全ての株主のために、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

2.取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長（最高経営責任者）その他の経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行う。

(独立社外取締役の役割)

第 9 条 当社の独立社外取締役は、取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明することができる。

(取締役会議長)

第 10 条 当社の取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

第 2 節 取締役会の有効性

(取締役会の構成)

第 11 条 当社の取締役会の人数は 12 名以下とし、そのうち 2 名を独立社外取締役とする。

2.独立社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることとする。

(取締役の資格及び指名手続)

第 12 条 当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

2.当社は、性別、年齢、国籍、技能その他取締役会の構成の多様性を配慮して、取締役候補者を決定する。

3.当社の全ての取締役は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。

4.新任取締役の候補者は、本条を踏まえ、社外役員が過半を占める指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を経た上で、取締役会で決定される。

(監査役の資格及び指名手続)

第 13 条 当社の監査役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。当社の監査役のうち最低 1 名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

2.当社は、性別、年齢、国籍、技能その他監査役会の構成の多様性を配慮して、監査役候

補者を決定する。

3.新任監査役候補者は、本条を踏まえ、社外役員が過半を占める指名委員会における公正、透明かつ厳格な審査及び勧告並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定される。  
(指名及び報酬を審議する会議体)

第 14 条 当社は、取締役会の諮問委員会として、社外役員が過半を占める指名委員会及び報酬委員会を置き、取締役、監査役の指名、および取締役の報酬を審議する。また、当社は、執行役員 of 指名、報酬を審議する経営会議を設置する。

2.指名委員会が、取締役、監査役の指名を審議し、取締役会に勧告する。また報酬委員会が取締役の報酬を審議し、取締役会にその総額を勧告する。

3.常勤取締役および常勤監査役で構成する経営会議が、執行役員 of 指名を審議し、取締役会に勧告する。また、経営会議が執行役員 of 報酬を審議し、決定する。

4.取締役、監査役、執行役員 of 指名ならびに報酬を審議、決定するに際しては、適切な経営指標および目標を随時設定する。

(取締役の責務)

第 15 条 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

2.取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

3.当社の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当社の定款、取締役会規則その他の当社の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役及び監査役の研鑽及び研修)

第 16 条 当社の新任取締役、執行役員は、就任後速やかに、法務・コンプライアンスを含む外部研修プログラムに参加する。

2.当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならない。当社は、必要に応じ、取締役及び監査役に対するトレーニングを実施する。

(取締役会の議題の設定等)

第 17 条 各回の取締役会に先立ち、当社の取締役会議長は、取締役会の運営を管掌する役員と協議して、当該取締役会の議題を定める。

2.当社の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

(独立社外取締役及び監査役による社内情報へのアクセス)

第 18 条 当社の独立社外取締役及び監査役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社

内資料の提出を求めることができる。

2.当社は、独立社外取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、経営企画部門がサポートする。

3.当社は、監査役会及び各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員及び予算を付与された監査室を設置する。

### 第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第19条 業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。

2.当社は、取締役の報酬等に関する方針・基準を、適時適切に開示する。

3.独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。

## 第6章 株主との対話

(株主との対話)

第20条 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう努める。

2.取締役会議長は、株主との建設的な対話を統括する取締役として、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主とコーポレートガバナンス及び重要な経営上の方針について随時議論するものとし、独立社外取締役は当該主要な株主との対話に出席する機会を与えられるものとする。当該対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。

3.当社は、株主との建設的な対話を促進するためにIRをサポートする部門を配置する。

## 第7章 付則等

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、本多通信工業の経営企画部門長が立案し、取締役会の決議を要する。

付 則

制 定 2015年5月21日

改 正 2015年6月29日

改 正 2016年3月18日

改 正 2017年4月27日